



海上における採水業務等に係る受託者の関係法令違反について

本市は、水質汚濁防止法第15条に基づく公共用水域における水質の常時監視を業務委託により行っていますが、海上で採水作業^{※1}を実施する際に、業務受託者が、海上保安部へ港則法に基づく許可申請又は海上交通安全法（海交法）に基づく届出をしなければならないところ、その手続き^{※2}を行わないまま採水作業を実施していたことについてお知らせします。

- ※1 借り上げた船舶を停止し、採水（毎月）・採泥（年1回）作業を各15分程度行うもの
- ※2 港則法第31条第1項に基づく許可又は海交法第41条に基づく届出

1 対象業務名称

公共用水域水質測定業務

2 対象業務内容

業務内容	地点数 ^{※4}	うち港則法 許可対象	うち海交法 届出対象
○水質汚濁防止法に基づく法定調査 ・COD ^{※3} 等環境基準項目の適合状況調査（H7～）	19地点	13地点	3地点

※3 化学的酸素要求量：有機物による汚濁の指標

※4 地点数19地点のうち3地点は、港則法・海交法の対象外

3 対象地点等

- (1) 調査地点：別紙のとおり
- (2) 手続き未実施期間：今年度ほか少なくとも過去3年間（文書保存年限）

4 経緯

年月日	内容
R3.11. 2(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務受託者から、作業中に呉海上保安部から事情聴取を受けることとなり、本日の業務ができなくなったとの連絡あり ・市担当者が呉海上保安部に内容確認を行い、受託者が港則法等に基づく手続きを行っていないことを確認 ・呉海上保安部から、港則法等の概要及び申請方法等に関する説明を受ける
R3.11.16(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業内容等を捜査するため、本市が呉海上保安部からの要請により関係書類を提出
R3.12. 7(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務受託者が、以後の作業に必要な許可を受けた旨を確認
R3.12. 8(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・呉海上保安部からの指導を受け、早急に12月から業務を再開するため、業務受託者に代わり本市が、調査海域の関係機関に業務の実施内容等を通知

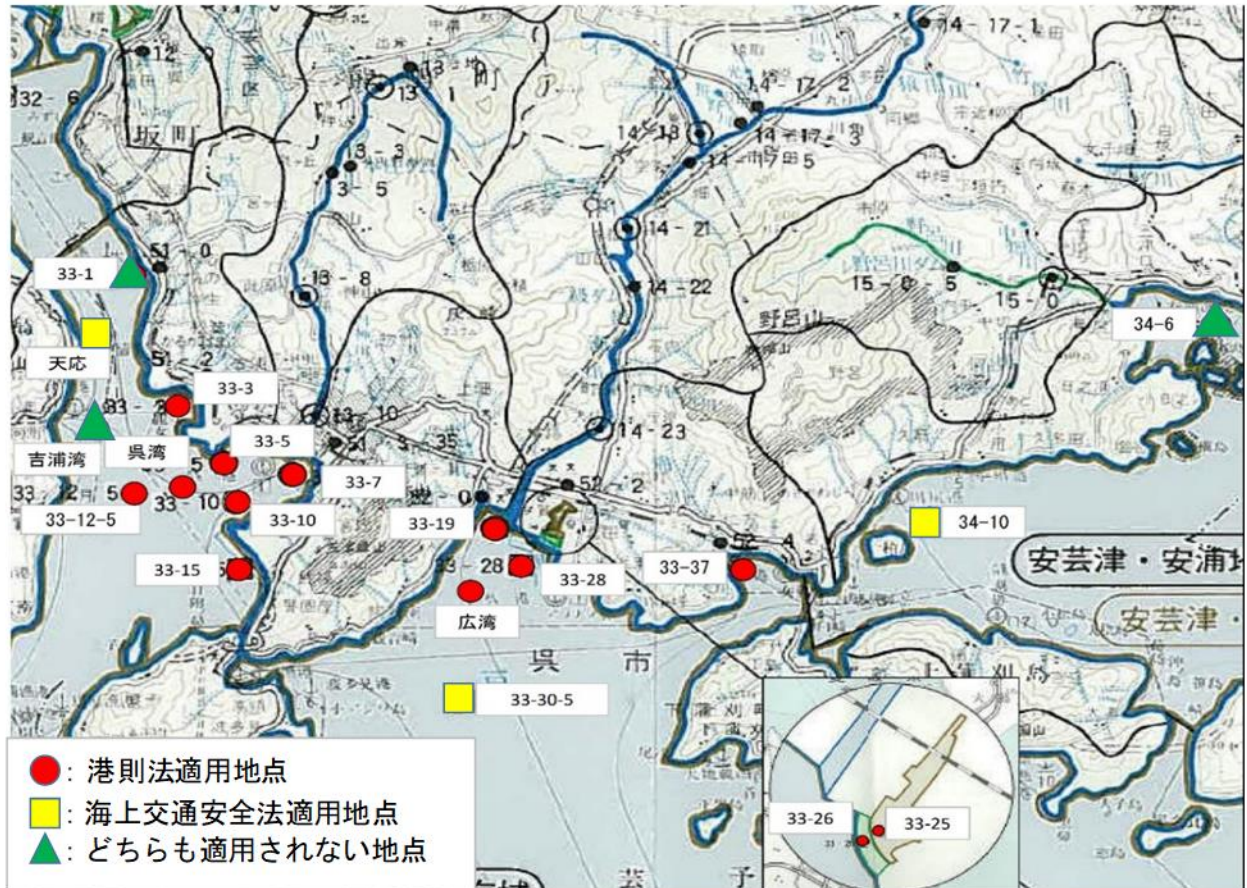
5 原因

本市及び業務受託者が、港則法等に関する認識が欠けていたため。

6 再発防止策

- ・業務仕様書に委託事業契約締結後、港則法等の申請等を行うことを記載
- ・許可後の手続きが終了したことがわかる書類の写しの提出を求める
- ・港則法等の提出状況及び関係機関への周知のチェックリストを作成し、複数の職員で確認

調査地点図表



No.	海域	地点番号	名称	適用法令	作業内容
1	呉地先	33-1	天応天崎	—	採水・採泥
2	呉地先	33-3	吉浦大川沖	港則法	採水・採泥
3	呉地先	33-5	新宮沖	港則法	採水・採泥
4	呉地先	33-7	堺川沖	港則法	採水・採泥
5	呉地先	33-10	昭和町沖	港則法	採水・採泥
6	呉地先	33-12-5	呉港沖合	港則法	採水・採泥
7	呉地先	33-15	警固屋沖	港則法	採水・採泥
8	呉地先	33-19	黒瀬川沖	港則法	採水・採泥
9	呉地先	33-25	広湾C	港則法	採水・採泥
10	呉地先	33-26	広湾B	港則法	採水・採泥
11	呉地先	33-28	広湾A	港則法	採水・採泥
12	呉地先	33-30-5	広湾沖合	海洋交通安全法	採水・採泥
13	呉地先	33-37	仁方錦川沖	港則法	採水・採泥
14	安芸津・安浦地先	34-6	安浦沖	—	採水・採泥
15	安芸津・安浦地先	34-10	川尻港沖	海洋交通安全法	採水・採泥
16	呉地先	—	天応湾	海洋交通安全法	採泥のみ
17	呉地先	—	吉浦湾	—	採泥のみ
18	呉地先	—	呉湾	港則法	採泥のみ
19	呉地先	—	広湾	港則法	採泥のみ